

I 策定の趣旨

1 広島県県営林の管理経営に関する条例と県営林長期管理経営方針について

本方針は、広島県県営林の管理経営に関する条例（平成 25 年広島県条例第 46 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき策定する。

表 1：条例の内容

目的		県土の保全その他の県営林の有する公益的機能の持続的な発揮及び木材の安定的な供給を図る。	
定義	県営林	県営林の交換，無償利用等に関する条例(昭和 39 年条例第 32 号) 第 2 条第 1 項に定めるとおり。	県有林及び県行造林。
	県有林		県の所有する森林（原野を含む）で，県の森林経営の用に供しているもの及び供することと決定したもの。
	県行造林		県が地上権を取得した森林で，県の森林経営の用に供しているもの及び供することと決定したもの。
	管理経営	県営林の公益的機能の持続的発揮及び木材の安定的な供給を図るため，森林の整備並びに木材の生産及び販売を長期的な方針に基づき計画的に実施すること。	
計画	長期管理経営方針	知事が定める県営林の基本的な管理経営の方針。	
	中期管理経営計画	長期管理経営方針に即して定める 5 年を 1 期とする計画。	
	年度実施計画	中期管理経営計画に即して定める年度別計画。	
	実施状況の公表	管理経営に係る施策の実施状況を毎年度公表する。	
附属機関	県営林管理経営評価委員会	中期管理経営計画や年度実施計画について調査審議する附属機関。	

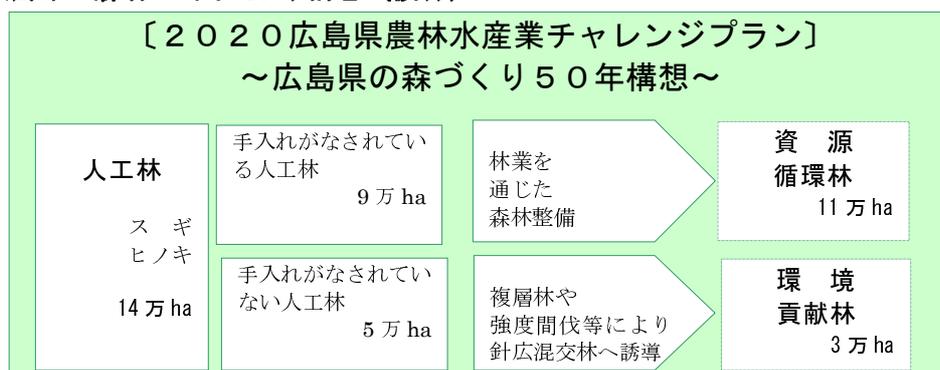
2 2020 広島県農林水産業チャレンジプランにおける県営林の位置づけ

2020 広島県農林水産業チャレンジプラン（以下「チャレンジプラン」という。）における「広島県の森林づくり 50 年構想」では，人工林（14 万 ha）のうち，手入れがなされている人工林（9 万 ha）については，「資源循環林」を目指すこととしている。

一方，同じ人工林でも，採算性などの観点から，業を目指すことが困難な森林については，複層林化や強度間伐等により針葉樹と広葉樹の混交林（針広混交林）へ誘導し，森林の公益的機能の発揮を重視した「環境貢献林」を目指すこととしている。

このことから，県営林（2 万 ha）についても，資源循環林と環境貢献林に区分するとともに，県産材の安定供給を図りつつ，森林資源を循環利用していく経営モデルを構築し，私有林や市町有林への普及を図ることとしている。

図 1：広島県の森林づくり 50 年構想（抜粋）



3 県営林の現状と課題

(1) 県営林の沿革

① 既存県営林

本県の県営林は、主には、県が、明治40年から、県土の保全、県民の緑化意識の啓発を目的として、土地所有者と地上権設定契約を締結して、県行造林事業として設置したものである。

また、昭和31年には、県の財政基盤の強化を目的として、県が土地を所有する県有林を設置した。

県営林は、昭和30年代から昭和60年代にかけて、1回目の伐採を行ったが、この間は、高度経済成長期で木材需要が見込まれたことから、契約期間を延長し、再造林を実施した。

昭和39年には、広島県県営林事業費特別会計条例（昭和39年条例第76号）及び広島県県営林事業費基金設置及び管理条例（昭和39年条例第82号）を制定し、特別会計による運営とともに、立木売払収入の基金への積立を開始し、収入の一部については、一般会計への繰出を行ってきた。

しかしながら、木材価格の下落から、昭和57年には一般会計への繰出を休止し、平成11年度には、基金も底をつき、一般会計からの繰入を行わざるを得ない状況となった。

このため、平成11年度以降は、新規の植林を中止するとともに、大幅な組織の縮小を行い、現在は、本庁職員1名体制で、事業計画の立案や入札業務の執行を行い、現場業務全般については、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（平成24年度までは、財団法人広島県農林振興センター）へ委託する方式で事業を執行している。

② センター造林（公社造林）

本県の公社造林は、昭和40年から、木材資源の確保、県土の保全及び山村地域における雇用の確保を目的として、県が、財団法人広島県造林公社を設立し、同公社により推進された。

同公社は、平成9年度に財団法人広島県水源の森基金と統合し、平成15年度には、財団法人広島県農林振興公社と統合して、財団法人広島県農林振興センターとなり、同センターは平成25年度から一般財団法人へ移行した（以降、本方針では、本県の公社造林を「センター造林」という）。

公社造林事業は、全国的に、土地所有者と分収造林契約を締結し、植林や保育の経費を外部の借入金により賄ない、将来の伐採収益により借入金を返済するといったスキームで、国の拡大造林政策を推進するために実施されてきたが、木材価格の下落により、累積債務の問題が顕在化している。

こういった状況から、本県では、平成11年度以降、新たな植林事業を中止するとともに、株式会社日本政策金融公庫（旧農林漁業金融公庫）の借換制度を活用し、低利資金への借換を行うなどの経営改善を実施した。

また、平成18年度には、県の平成17年度以前の貸付金の新規発生利息を無利子化する措置とともに、土地所有者の分収割合を4割から3割へ変更する取組、センター職員の人件費の削減といった県・土地所有者・センターによる三位一体の経営改革を実施し、大幅な収支改善を図る対策を実施した。

しかしながら、木材価格はさらに下落を続け、平成24年度に、直近の木材価格をもとに、長期収支見込みを試算したところ、372億円もの借入金が返済できない見通しとなった。

このため、一般財団法人広島県農林振興センターの負債を整理するために、平成25年6月に同センターの法的整理に着手するとともに、森林の公益的機能を引き続き維持するために、センター造林を県へ移管する方針とした。

これらから、センター造林については、平成26年度以降、新たな県営林として、既存の県営林と併せ、県が管理経営を行うこととしたものである。

図2：県営林、センター造林の沿革

区 分	明治・大正	昭 和	平 成
県営林 66 事業区 5,736ha		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">S39 ○基金への積立開始</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">S39 ○特別会計設置</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">S57 ○一般会計への繰出 休止</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">H11 ○一般会計からの繰入開始</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">H11 ○新植中止</div>
県行造林	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">M40 ◎模範造林 7 事業区 785ha 目的：県土保全</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">T10 ◎公有林野 県営造林 12 事業区 429ha 目的：県土保全</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">S2～S26 ◎記念造林 36 事業区 2,913ha 目的：県土保全</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">S14 ◎パルプ資源造林 2 事業区 42ha 目的：木材資源確保</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">S54 ◎試験林 2 事業区 11ha 目的：試験研究</div>
県有林		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">S31 ◎県有林 7 事業区 1,556ha 目的：県財政基盤確立</div>	
センター造林 483 事業区 16,879ha		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">S33 ○分収林特別措置法施行</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">S39 ○広島県造林公社設立</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">S40～H10 ◎センター（公社）造林 483 事業区 16,879ha 目的：木材資源確保、県土保全、山村振興</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">H18 ○三位一体の経営改革開始 ・無利子化 ・分収割合見直 ・人件費削減</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">H26 ○代物弁済による県営林化</div>

(2) 県営林の現状

① 県営林の事業区数と面積

既存県営林（約 5,000ha）とセンター造林（約 15,000ha）を合わせた県営林の植林面積は約 2 万 ha（県内人工林面積約 14 万 ha の約 14%に相当）である。
 本県の県営林は、ヒノキが約 82%を占めるという特徴がある。
 また、事業区は、三次市、庄原市、安芸太田町、北広島町といった県の北部地域に多く存在する。

表2：県営林の事業区数と面積（ha）

区 分	事業区数	契約面積	植林面積（ha）			
			スギ	ヒノキ	その他	計
既存県営林	66	5,736	807	3,300	980	5,087
センター造林	483	16,879	1,306	13,008	518	14,832
計	549	22,615	2,113	16,308	1,498	19,919

（平成 24 年度末現在）

表3：県営林の市町別事業区数と契約面積 (ha)

市町名	既存県営林		センター造林		計	
	事業区数	契約面積	事業区数	契約面積	事業区数	契約面積
広島市	10	552	27	889	37	1,441
呉市			1	22	1	22
竹原市			2	111	2	111
三原市			1	9	1	9
尾道市			6	157	6	157
福山市	2	10	1	7	3	17
府中市			9	239	9	239
三次市	7	656	80	2,565	87	3,221
庄原市	20	2,045	146	5,934	166	7,979
東広島市			6	202	6	202
廿日市市	5	486	39	1,097	44	1,583
安芸高田市	1	87	34	1,330	35	1,417
安芸太田町	10	1,076	41	1,116	51	2,192
北広島町	11	824	62	2,552	73	3,376
世羅町			8	202	8	202
神石高原町			20	447	20	447
計	66	5,736	483	16,879	549	22,615

(平成24年度末現在)

② 県営林の樹種別・齢級別面積

既存県営林については、主伐の対象となる13齢級、14齢級が少ない。
センター造林については、全て10齢級以下で、保育が必要な5齢級以下が全体の20%を占めている。

図3：既存県営林の樹種別・齢級別面積 (ha)

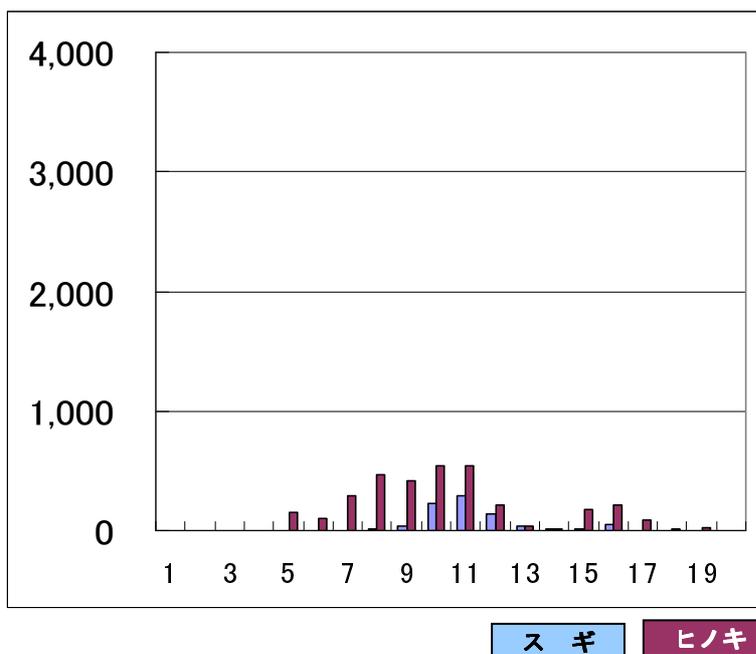
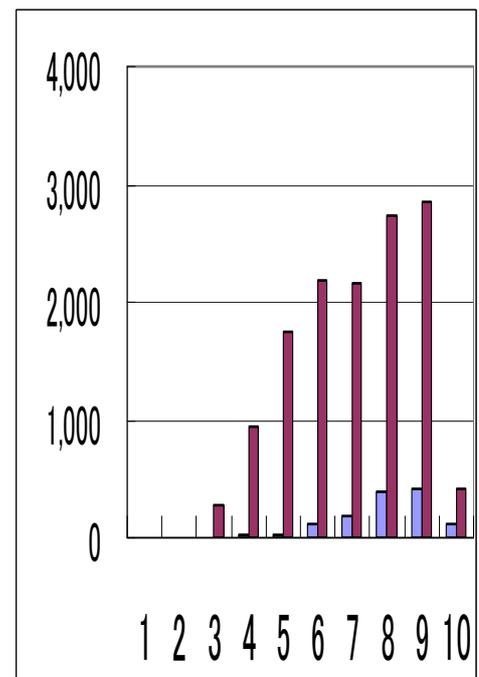


図4：センター造林の樹種別・齢級別面積 (ha)



平成24年度末現在

表4：県営林のスギ・ヒノキの齢級別面積（ha）

区分	齢級	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
既存 県営林	スギ				3	2	16	34	222	286	135
	ヒノキ			157	104	292	463	416	544	538	211
	計			157	107	294	479	450	766	824	346
センター 造林	スギ		30	30	127	178	401	425	115		
	ヒノキ	243	910	1,696	2,138	2,127	2,697	2,821	376		
	計	243	940	1,726	2,265	2,305	3,098	3,246	491		

区分	齢級	13	14	15	16	17	18	19	20	計
既存 県営林	スギ	32	8	18	50			1	0	807
	ヒノキ	42	10	179	216	89	15	24		3,300
	計	74	18	197	266	89	15	25	0	4,107
センター 造林	スギ									1,306
	ヒノキ									13,008
	計									14,314

（平成24年度末現在）

③ 県営林の木材生産量

県営林の木材生産量は、平成29年度までに丸太換算で約670万m³が見込まれる。
 県営林は、今後、森林を育成する段階から、木材を生産する段階に入っていくが、本格的に主伐がはじまるのは平成46年度以降であり、今後20年間は、主として利用間伐事業により木材生産を実施することとなる。

表5：県営林の木材生産量（丸太換算）（千m³）

年度	H26～35	H36～45	H46～55	H56～65	H66～	計
既存県営林	193	737	641	375	161	2,107
センター造林	341	284	1,726	1,337	969	4,657
計	534	1,021	2,367	1,712	1,130	6,764

(3) 県営林の課題

本県の県営林は、主に、分収造林事業として実施してきたが、今まで、長期的な視点からの経営状況の分析や説明が不十分であった。
 このことから、事業地単位で、その資源状況について詳細な調査を実施し、調査結果をもとに、精度の高い長期収支見込を作成し、これを公表するとともに、今後の管理経営のあり方について検討を行うこととした。
 また、今までは森林を育成することが主要な役割となっていたが、今後は立木を伐採し、収益をあげていく段階に入ったことから、公益的機能の発揮を維持しつつ、木材の生産と販売を効率的に実施するために、長期的なビジョンのもとに精度の高い中期・短期の事業計画を策定し、経営改善を図るとともに、伐採後の森林資源の循環利用の仕組みを構築していく必要がある。

表6：分収造林事業の課題と対応方針

課題	対応方針
長期的な視点からの経営状況の分析や説明が不十分である。	長期的なビジョンのもとに精度の高い中期・短期の事業計画を策定し、経営することが必要。
主伐（契約期間満了）後の林地の取扱が未定である。	森林資源の循環利用の仕組みが必要。

表7：今までの取組経緯

年度	既存県営林	センター造林
H22		・標準地調査を実施（483事業地に約1万箇所標準地を設定。標準地内の立木の本数、直径、樹高、形質を調査）。
H23	・空中写真を活用した66事業地の資源状況調査を実施。	・事業地ごとに長期収支見込を作成。
H24	・事業地ごとに長期収支見込を作成。	・長期収支見込のとりまとめ結果を公表。 ・センター造林を県へ移管するとともに、センターの法的整理により負債を一括して整理する方針を発表。
H25		・センターの法的整理に着手。

4 方針のねらい

【県営林の目的の明確化】

県営林は、木材資源の確保、県土の保全などその時代の要請に基づき設置・運営されてきたが、明確にその目的を記した規定がないことから、センター造林の移管を機に、県営林の設置に至った背景、チャレンジプランにおける位置づけ、今後のあるべき姿等を考慮して、本方針において、県営林の目的を明確化する。

【資源循環林と環境貢献林の区分】

資源状況調査や長期収支見込の試算により、事業地単位の収支状況の把握が可能となったことから、チャレンジプランにおける広島県の森づくり50年構想に沿って、549箇所の事業地を、持続的な林業経営を目指す「資源循環林」と、公益的機能の発揮を重視する「環境貢献林」に区分して、管理経営方針を策定する。

【方針の対象期間と推進する施策の段階的な整理】

県営林は、全ての分収造林契約の期間が満了するまで、今後、50年以上を要することから、本方針には、今後概ね50年間を見通した内容を盛り込む。

また、対応すべき課題やそのための施策が段階的に変化していくことから、対象期間を「利用間伐期（現在～20年後）」、「主伐到来期（20年後～50年後）」、「循環利用確立期（50年後以降）」の3段階に区分して整理する。

【PDCAサイクルの活用】

今までの分収造林事業の反省点を踏まえ、本方針に即して、5年間の管理経営の目標、事業計画、収支計画等を盛り込んだ中期管理経営計画と、予算措置状況も加味した年度実施計画を策定することとし、毎年度、計画の達成状況をチェックして、PDCAサイクルを機能させ、社会情勢の変化にもできる限り速やかに対処できる仕組みを取り入れる。

【木材の生産・販売業務等の委託】

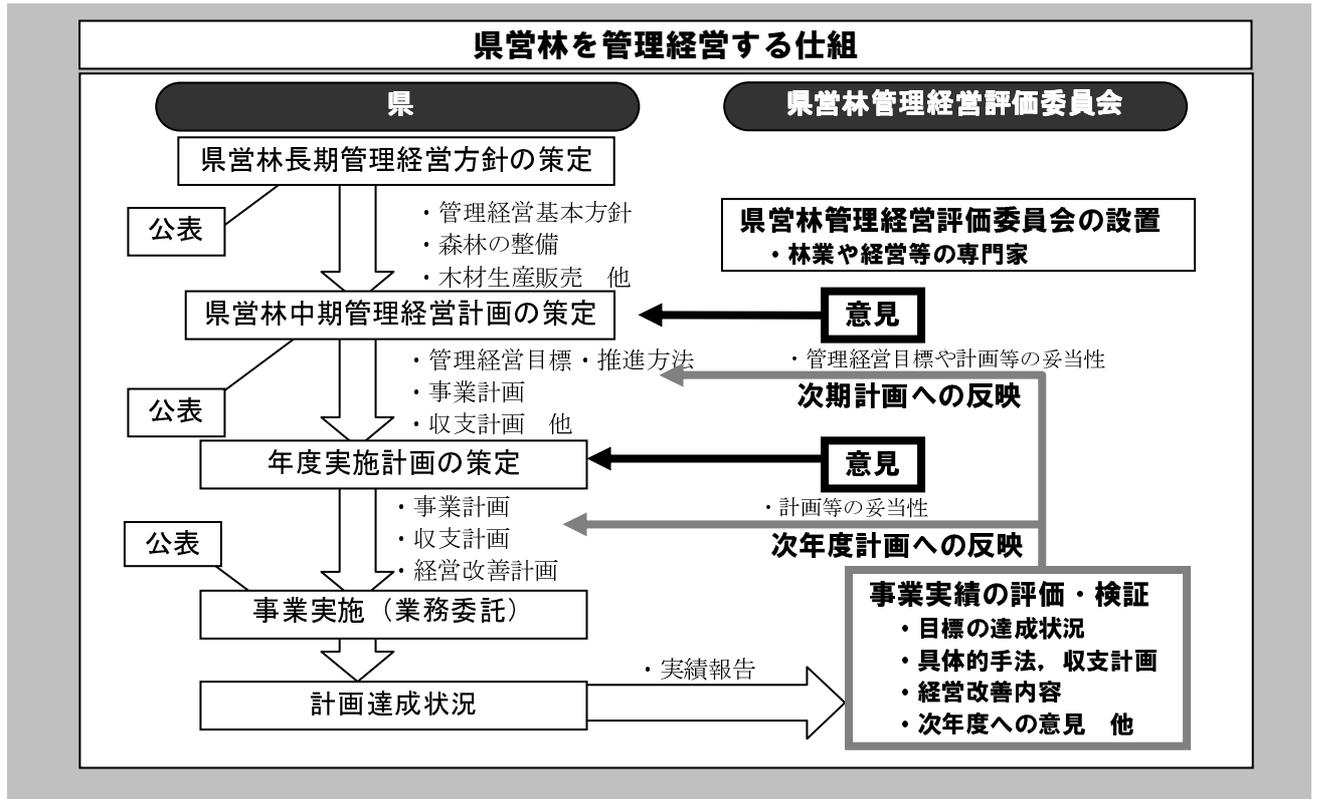
事業の執行にあたっては、木材の生産・販売業務全般を、新たに設立した一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（以下「財団」という。）に委託することとし、財団内部に、木材生産に精通した人材を配置して、コスト削減を図ることとしており、本方針には、県が、財団と一体となって取り組む内容を盛り込む。

【附属機関の設置と情報公開】

本方針に基づく中期管理経営計画等の内容や実施状況については、外部委員により構成する県営林管理経営評価委員会を設置して、調査審議してもらうとともに、県民や土地所有者へもわかりやすく情報提供することに心がけ、理解と協力が得られるよう努める。

また、本方針を変更する場合には、県営林管理経営評価委員会等から幅広く意見を聞くこととする。

図5：県営林を管理経営する仕組み



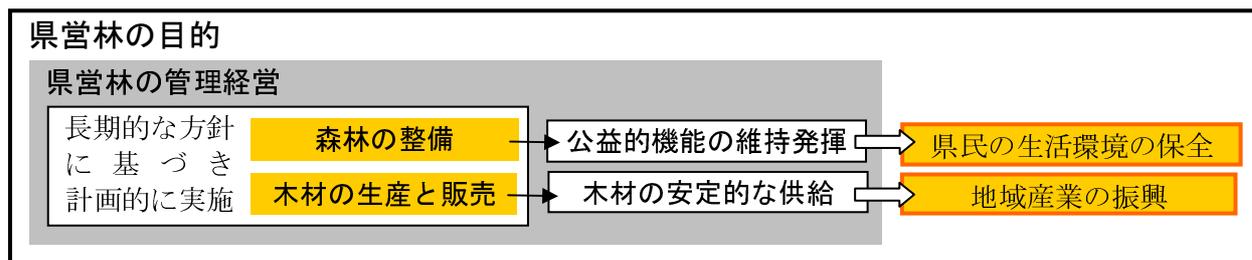
II 管理経営に関する基本方針

1 県営林の目的

県営林は、森林の整備並びに木材の生産及び販売を長期的な方針に基づき計画的に実施することを通じて、県土の保全その他の県営林の有する公益的機能の持続的な発揮及び木材の安定的な供給を図ることを目的とする。

また、県営林の適切な管理経営を通じて、県民の生活環境の保全と地域産業の振興に寄与することとする。

図6：県営林の目的



2 管理経営方針

既存県営林とセンター造林を合わせ、約2万haとなる県営林について、林業経営が将来にわたって可能な「資源循環林」と、公益的機能の発揮を重視する「環境貢献林」に区分して、管理経営方針を策定する。

「資源循環林」は、再造林が可能な事業地^{※1}を対象とする（直近の木材価格で試算した場合、406事業地、約16,000haが該当）。

資源循環林の整備方針としては、原則として2回の利用間伐と主伐を実施することとし、主伐後の再造林の実施に向けた新たな事業スキームを構築し、持続的な林業経営の確立を目指す。

資源循環林においては、チャレンジプランに沿った木材生産計画に則り、安定的に木材を供給することとし、木材の生産と販売にあたっては、生産コストの低減や新たな販売先の確保など、経済性を追及する。

「環境貢献林」は、再造林が困難な事業地^{※2}を対象とし（直近の木材価格で試算した場合、143事業地、約4,000haが該当）、伐採収支^{※3}で黒字が見込まれる事業地（2,300ha）と、伐採収支で赤字が見込まれる事業地（1,700ha）に区分して、森林の整備方針を整理する。

伐採収支で赤字が見込まれる事業地については、強度間伐等を実施することとして、早期に針葉樹と広葉樹の混交する森林（針広混交林）へ誘導し、公益的機能の持続的な発揮を目指す。

その他の事業地については、主伐を実施せず、利用間伐を複数回繰り返して、針広混交林へ誘導し、森林の公益的機能の持続的な発揮を目指す。

環境貢献林においては、公益的機能を持続的に発揮させるために、今後の伐採収支の範囲内で低コストで効率的な管理を実施するものとし、間伐の実施により取得・販売が可能なJ-クレジットなど、新たな財源の確保にも積極的に取り組む。

なお、資源循環林と環境貢献林の事業地数と面積は、あくまでも現状の試算値によるものであり、区分にあたっては、初回利用間伐の実施過程で、土地所有者に今後の収支見込について説明を行い、土地所有者の了解を得て整理することとする。

※1 「再造林が可能な事業地」：採算性の観点から、再造林の実施が可能な事業地（分収金や補助金等で、土地所有者の造林費や造林後の下刈経費が賄える事業地）。

※2 「再造林が困難な事業地」：上記以外の事業地。

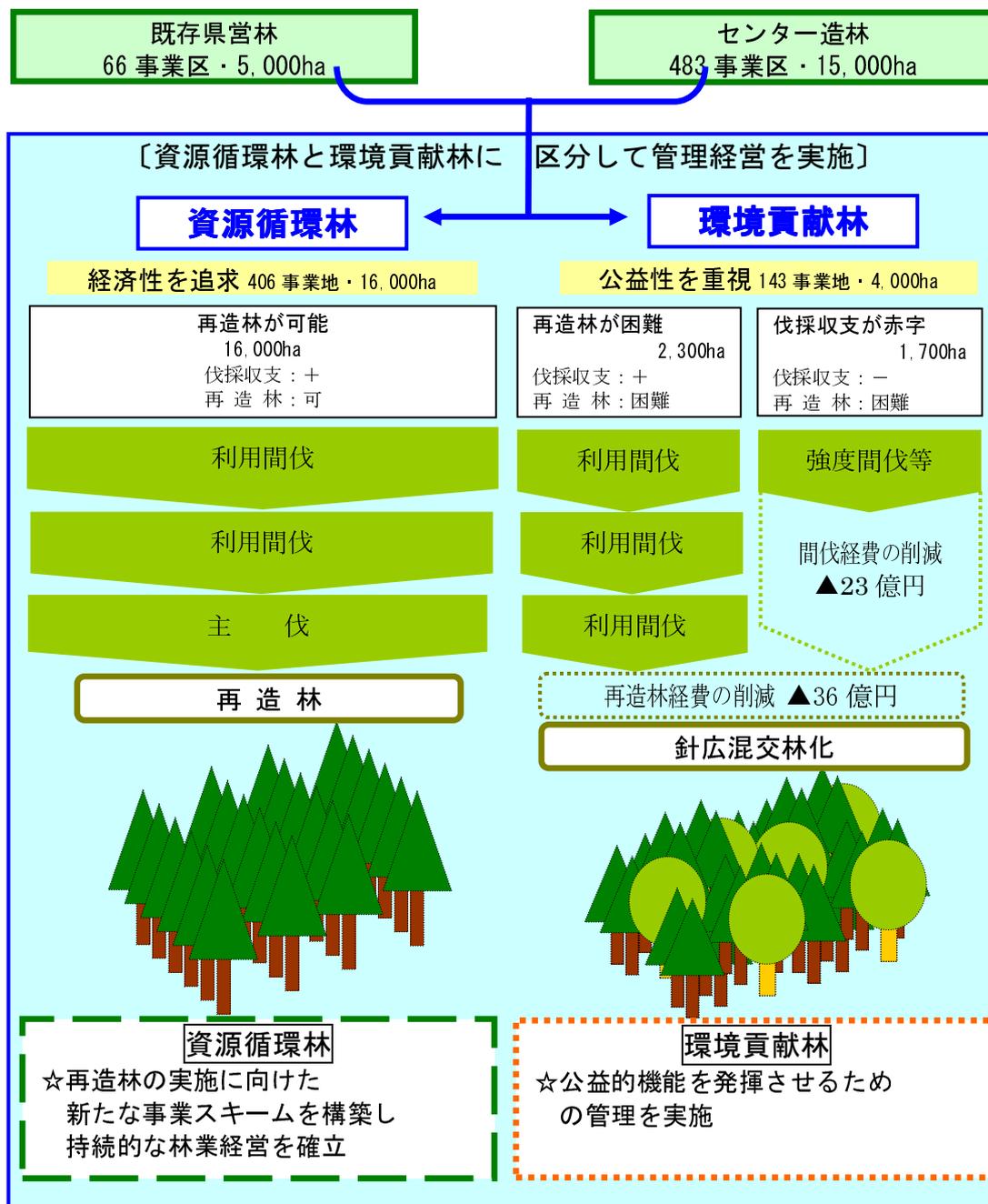
※3 「伐採収支」：木材売払収入と立木の伐採や木材の販売に要する経費（支出）の差額。

※4 「事業区」：地上権設定区域、「事業地」：事業区内の内、造林を実施した区域。

表8：資源循環林、環境貢献林別の管理経営方針

区 分	基本方針
資源循環林	経済性を追求した管理経営の推進と、再造林に向けた新たな事業スキームの構築により、持続的な林業経営の確立を目指す。
環境貢献林	低コストで効率的な管理の推進により、公益的機能の持続的な発揮を目指す。

図7：資源循環林と環境貢献林の区分に係る考え方



3 管理経営の段階的な区分

県営林の分収造林契約の期間が概ね 50 年で満了することから、それまでの期間について、「利用間伐期（現在～20 年後）」、「主伐到来期（20 年後～50 年後）」、「循環利用確立期（50 年後以降）」の 3 段階に区分して、実施すべき施策を整理する。

表 9：利用間伐期、主伐到来期、循環利用確立期別の主な取組内容

区 分	【利用間伐期】 現 在 ～ 20 年後 (H26～H45)	【主伐到来期】 20 年後 ～ 50 年後 (H46～H75)	【循環利用確立期】 50 年後 ～ (H76～)
木材生産量	平均 8 万 m ³ /年	平均 17 万 m ³ /年	平均 3 万 m ³ /年
目指すべき姿	○木材生産の低コスト化（路網整備を含む）が推進され、県内林業の牽引役としての役割が発揮されている。 ○木材価格や需要の変動に対応し得る経営が確保されている。 ○環境貢献林の管理の低コスト化が推進されている。	○損益分岐点の変動にも耐え得る安定供給体制が確保されている。 ○林齢構成の平準化が進み、資源循環林の整備が推進されている。 ○多様なニーズに応じた規格（径・長さ）の木材生産が展開されている。	○資源循環林では、持続的な林業経営モデルが確立され、民間が主体となった林業経営が展開されている。 ○環境貢献林では、県民や土地所有者の理解と協力のもとに、持続的な管理による公益的機能の発揮が維持されている。
森林の整備に関する取組内容	・利用間伐の実施 ・一部強度間伐を実施（不採算林を環境貢献林へ誘導）	・再造林前提の主伐の実施 ・長伐期施業の導入（多様な林齢構成へ誘導して資源循環林を整備）	・資源循環林及び環境貢献林として森林整備・管理を推進
木材の生産及び販売に関する取組内容	・木材生産コストの低減 ・新たな販売先の確保 ・民間事業者への普及	・多様な規格の木材の生産 ・さらなる販路の拡大 ・再造林を含めた経営モデルの確立	・資源循環林における持続的経営を推進

※契約満了時の考え方

資源循環林	主伐後は、分収造林契約は満了となり、土地所有者が再造林を実施するものとする。 必要に応じ、森林組合等との長期施業受委託契約の締結等を斡旋する。
環境貢献林	環境貢献林への移行を確認した段階で、県との分収造林契約を解除し、土地所有者と、契約解除後も一定期間は皆伐を行わない内容を盛り込んだ協定等を締結し、利用間伐の収益の範囲内で管理する。

Ⅲ 森林の整備に関する事項

1 資源循環林における森林の整備

木材の生産と販売を行うことを前提とした保育（除伐，枝打ち，保育間伐等）と，利用間伐（標準的には林齢が40年時，55年時の計2回），主伐（標準的には林齢が70年時）を実施することとし，主伐後の再造林の実施に向けた新たな事業スキームを構築し，持続的な林業経営の確立を目指す。

中期管理経営計画においては，生産部門（利用間伐，主伐）と保育部門に区分してコスト管理を実施することとし，生産部門については，木材売却収入や造林補助金等を，保育部門については，造林補助金等を事業実施のための財源として活用する。

表10：資源循環林の主な取組内容

区 分	取 組 内 容
利用間伐期	<ul style="list-style-type: none">・保育事業の適正実施と管理コストの削減。・利用間伐の適正実施と事業コスト・管理コストの削減。・初回利用間伐実施時における効果的な路網整備の実施。・再造林の実施に向けた仕組づくり（低コスト再造林や事業実施スキームの検討）。
主 伐 期	<ul style="list-style-type: none">・再造林や契約期間満了後の林地の取扱方針について土地所有者と協議。・多様な林齢構成へ誘導するための短伐期施業，長伐期施業，小面積皆伐の実施。・主伐，再造林の一連実施による事業コストの削減。
循環利用確立期	<ul style="list-style-type: none">・持続的な林業経営の推進。

2 環境貢献林における森林の整備

(1) 伐採収支が黒字の事業地

再造林が困難であることから、主伐を実施せず、利用間伐を複数回繰り返して、針広混交林へ誘導し、森林の公益的機能の持続的発揮を目指す。

中期管理経営計画においては、生産部門（利用間伐）と保育部門に区分してコスト管理を実施することとし、生産部門については、木材売却収入や造林補助金等を、保育部門については、造林補助金等を事業実施のための財源として活用する。

表 11：環境貢献林（伐採収支黒字）の主な取組内容

区 分	取 組 内 容
利用間伐期	・保育事業の適正実施と管理コストの削減。 ・利用間伐の適正実施と事業コスト・管理コストの削減。
主 伐 期	・初回利用間伐実施時における効果的な路網整備の実施。
循環利用確立期	・針広混交林へ誘導し、公益的機能を発揮させるための低コストな管理を実施。

(2) 伐採収支が赤字の事業地

強度間伐等を実施することとして、できるだけ早期に針広混交林へ誘導し、公益的機能の持続的発揮を目指す。

強度間伐の実施にあたっては、災害の未然防止を図るため、災害に強い森林づくりの指針に沿った施業を実施する。

中期管理経営計画においては、補助金やJ-クレジット販売収入等を事業実施のための財源として活用する。

表 12：環境貢献林（伐採収支赤字）の主な取組内容

区 分	取 組 内 容
利用間伐期	・強度間伐等の適正実施と事業コスト・管理コストの削減。 ・J-クレジットの取得と販売の実施。
主 伐 期	・針広混交林へ誘導し、公益的機能を発揮させるための低コストな管理を実施。
循環利用確立期	・針広混交林へ誘導し、公益的機能を発揮させるための低コストな管理を実施。

IV 木材の生産及び販売に関する事項

本章は、資源循環林と、環境貢献林における利用間伐事業を対象とする。

1 木材の生産に関する事項

木材を安定的に生産していくために、県営林の資源状況から木材生産計画を立案し、生産量に応じた実施体制を整備して、生産効率の向上とコスト削減を図る。

財団において、生産効率の向上を図るため、高性能林業機械を活用した新生産方式を導入し、木材の伐採・搬出を行うこととし、初回利用間伐時には、路網整備も併せて実施する。

路網整備にあたっては、チャレンジプランにおいて目標とする林内路網密度（車両系：平均 100m/ha，架線系：平均 40m/ha）を確保することとする。

事業地毎に、着手から完了に至る綿密な工程管理を実施して、機械稼働率の向上と、最適な人員配置を実現する。

事業実施後はコスト分析を行い、現場へフィードバックするとともに、事業実施後の資源状況をデータ化することで、調査業務の効率化を図る。

また、販売先のニーズに応じた採材を迅速かつ効率的に実施するため、生産部門と販売部門の連携強化を図るとともに、必要に応じ、中間土場を設置し、流通コストの削減を図る。

県内全体の民間事業者の育成を図るため、当面は、財団において、生産効率の向上やニーズに応じた採材等に取り組み、これらのノウハウを取得し、財団から民間事業者へ発注する事業の拡大を通じて、これらのノウハウの普及を図る。

特に、利用間伐期において実施する取組は、当面の収益改善効果は小さいが、主伐期以降のコスト削減に大きく影響することから、持続的な林業経営を確立する上で、非常に重要なポイントとなる。

表 13：木材の生産に係る主な取組内容

区 分	取 組 内 容
利用間伐期	<ul style="list-style-type: none"> ・利用間伐事業における生産効率の向上による伐採・搬出コストの削減。 ・高性能林業機械を活用した新生産方式の導入と工程管理。 ・調査方法の改善（コスト分析データの集積・活用）。 ・販売先のニーズに応じた採材の実施（生産部門と販売部門の連携強化）。 ・中間土場の設置等による流通コストの削減。 ・民間事業者への事業発注とノウハウの普及。 ・初回利用間伐時における林内路網の整備と、必要に応じ、事業地までの接続道の整備を実施（周辺民有林との連携による費用対効果の向上の促進）。
主 伐 期	<ul style="list-style-type: none"> ・主伐，再造林の一連実施による事業コスト削減モデルの構築。
循環利用確立期	<ul style="list-style-type: none"> ・持続的な林業経営の推進。

2 木材の販売に関する事項

今まで、県営林では、一般競争入札による立木販売を、センター造林では、市売りを中心に行ってきたが、こういった販売方法だけでは、大量の木材を効率的に販売することが困難となっている。また、市場の木材価格は変動が激しく、出材時期によるリスクが大きいといった側面がある。

一方、需要先においては、優良材から一般材へと需要構造が変化しており、定量・安定的な木材供給についてのニーズが高まっている。

このことから、従来の立木販売と市売りに加え、早急に製材・建材メーカー等との直接協定取引を導入し、木材の大ロット販売とともに、取引価格の安定化を図る。

このため、ヒノキを中心とした県営林の資源状況の特徴を活かし、近隣の大手集成材、合板、建材メーカー等に対して、販売戦略を展開する。

また、利用間伐期には、小径木の出材が多くなることから、ヒノキ小径木の新用途開発の動向に注視するとともに、未利用間伐材の有効活用を図るために、木質バイオマス発電の需要動向にも注視する。

主伐到来期には、大径木の出材が見込まれることから、多様な径級の材に対応できる販路を確保することで、未利用材の利用の拡大を目指す。

表 14：木材販売に係る主な取組内容

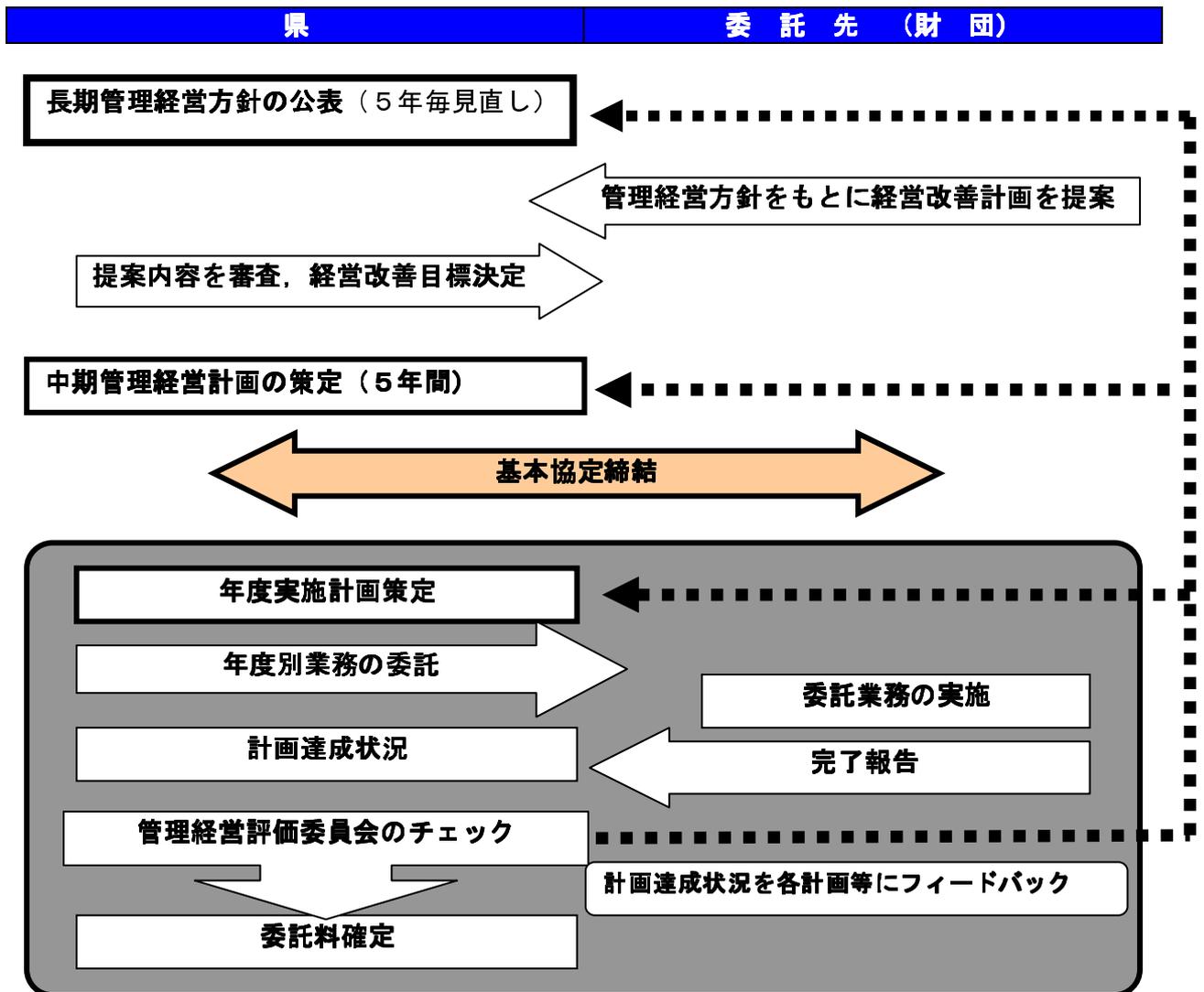
区 分	取 組 内 容
利用間伐期	<ul style="list-style-type: none"> ・資源状況を踏まえた販売戦略の展開（協定取引の導入）。 ・小径木利用を含めたヒノキ材の新用途や木質バイオマスの需要拡大への対応。
主 伐 期	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な径級の材に対応できる販路の確保（大径材の活用）。
循環利用確立期	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な販売先のニーズに対応。

V その他県営林の管理経営に係る施策を推進するために必要な事項

1 事業の実施に関する事項

事業の実施にあたっては、生産と販売を一括して、新たに設立した一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団に委託することとし、財団内部に、木材生産に精通した人材を配置する。委託業務に提案方式及び成果連動方式を導入して、財団のインセンティブを確保する。計画の達成状況については、外部委員による県営林管理経営評価委員会においてチェックを行うとともに、各計画に、達成状況や評価（検証）の結果をフィードバックさせることにより、PDCAサイクルを機能させる。また、本方針を変更する場合には、管理経営評価委員会等から幅広く意見を聞くこととする。

図8：事業実施に係る県と委託先の関係



2 長期収支の改善に関する事項

県営林の平成 26 年度から平成 79 年度までの長期収支見込みは、直近の木材価格（H22～24 の平均値）で試算すると、既存県営林が 44 億円、センター造林が 137 億円で、合計 181 億円となっている。

今後は、資源循環林と環境貢献林に区分して、森林の整備並びに木材の生産及び販売について経営改善を図り、今後の収支を大幅に改善させていくことを目指す。

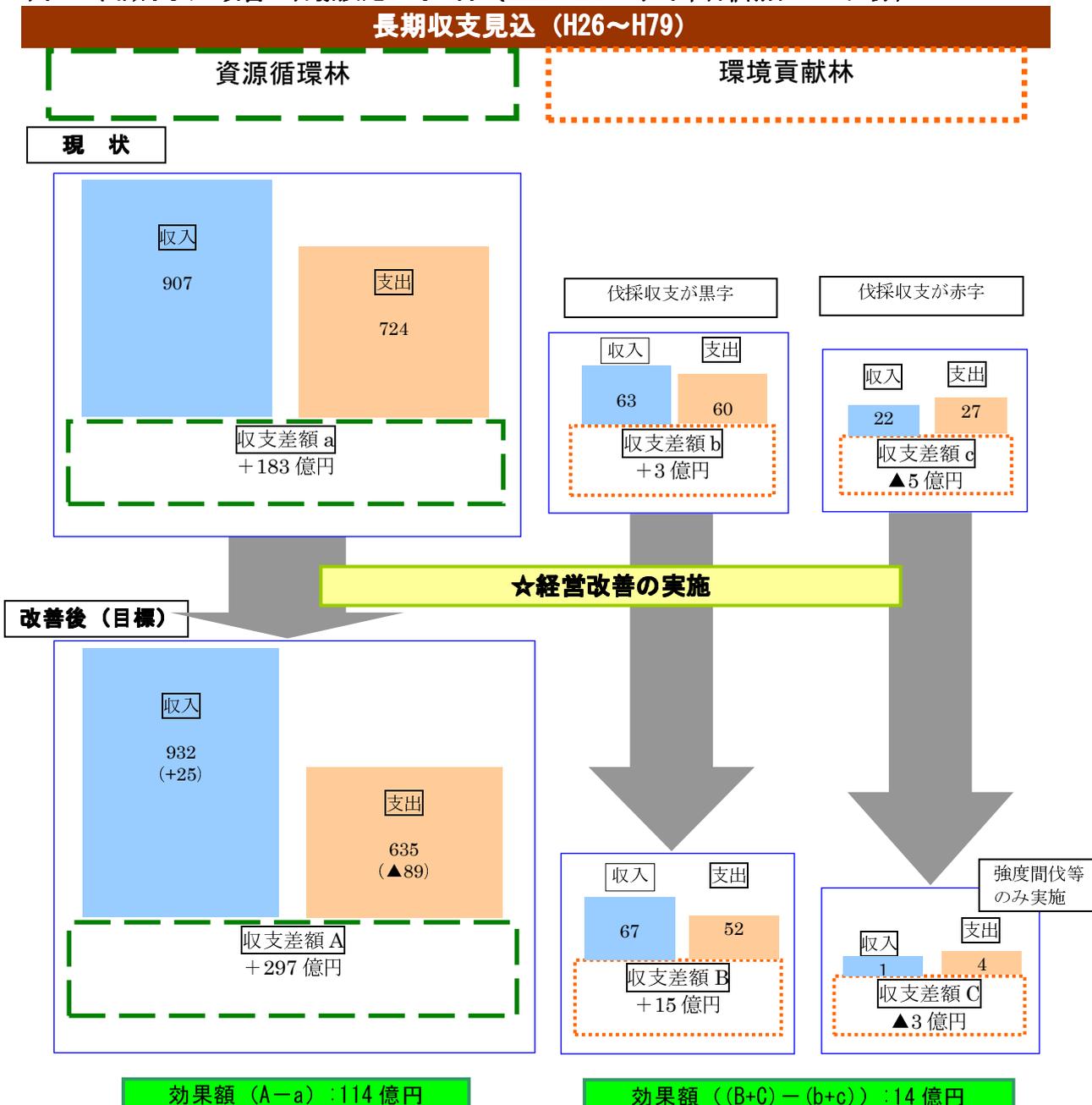
資源循環林については、今後の伐採収益により、今まで投資した元金を回収した上で、さらなる経営改善を目指すこととする。

環境貢献林については、今まで投資した額を、公益的機能の維持・発揮に要する経費ととらえた上で、今後の伐採収支の範囲内で、公益的機能を発揮させるための管理を実施することとする。

なお、長期収支見込については、中期管理経営計画の策定に当たって、その時期の木材価格、経営改善の達成状況、その他社会経済情勢の変化を勘案し、見直しを行う。

また、分収割合の見直しについては、引き続き土地所有者に働きかけを行っていく。

図 9：長期収支の改善と目標設定の考え方（H22～24 の平均木材価格による試算）



3 県民の理解についての事項

県営林の管理経営に係る施策の推進にあたっては、広く県民の理解が得られるよう、情報の公開と、県営林の発揮している公益的機能を金額に換算するなどわかりやすい説明に努めることとし、本方針や中期管理経営計画等の内容や実施状況を公表する。

土地所有者に対しては、今後の施業の実施内容や収支見込（分収金含む）について、事業地ごとにプラン書を作成し、説明を行うことで、今後の管理経営方針について理解と協力を求める。また、併せて、分収割合の見直しや契約期間満了後の林地の取扱に係る協議を進める。

企業に対しては、J-クレジット（二酸化炭素吸収クレジット）の取得・販売等の活動を通じて、県営林の持つ公益的機能の重要性についての理解の促進を図る。

表 15：県民の理解を促進するための主な取組内容

対 象	取 組 内 容
一般県民	<ul style="list-style-type: none"> ・本方針や中期管理経営計画を策定時に公表。 ・県営林の管理経営に係る施策の実施状況を毎年度公表。 ・外部委員により構成する県営林管理経営評価委員会（仮称）における審議状況の公表。 ・既存県営林やセンター造林に今まで投資した事業費については、資源循環林と環境貢献林に分けて、長期収支の改善を行っていくことについて、県民への説明を行う。
土地所有者	<ul style="list-style-type: none"> ・プラン書の作成。 ・分収割合の見直しについて理解を求めていく説明の実施。 ・契約期間満了後の林地の取扱に係る協議の推進。
企 業 等	<ul style="list-style-type: none"> ・J-クレジットの取得・販売活動を通じた、県営林に関する理解の促進。

表 16：県営林の公益的機能の評価額（年間）

機能区分	県内森林全体の評価額 (611千ha)	県営林の評価額 (20千ha)	備 考
水源涵養機能	水資源の貯蔵 1,186億円	38億円	利水ダムの年間減価償却費及び維持費に換算
	洪水の緩和 2,121億円	69億円	治水ダムの年間減価償却費及び維持費に換算
	水質の浄化 1,993億円	56億円	雨水利用施設の減価償却費及び維持費に換算
	計 5,300億円	163億円	
表面侵食防止機能	9,527億円	309億円	砂防ダム建設費に換算
表面崩壊防止機能	2,076億円	67億円	治山（山腹）事業に換算
保健休養機能	516億円	—	レクリエーションのための消費額に換算
二酸化炭素吸収	312億円	13億円	火力発電所における二酸化炭素回収コストに換算
化石燃料代替	49億円	2億円	木造住宅の建築による化石燃料代替効果
合 計	1兆7,780億円	554億円 ≒550億円	

注1) 評価額は、日本学術会議の評価方法（平成13年）を準用して、県で算定したもの。

注2) 機能によって評価手法が異なっていること、また、評価されている機能が森林の有する多面的機能の一部に過ぎないこと等から、合計は参考として記載している。

【経営収支編】

1 長期収支見込の積算方法について

【改善前】

$$\begin{aligned}
 \text{収支差額} &= \text{収入} - \text{支出} \\
 \text{収入} &= \text{搬出材積 (丸太)} \times \text{木材単価 (H22~H24)} \\
 \text{支出} &= \text{伐採等経費 (現状)} + \text{分収金} + \text{保育等経費} + \text{公庫償還金}
 \end{aligned}$$

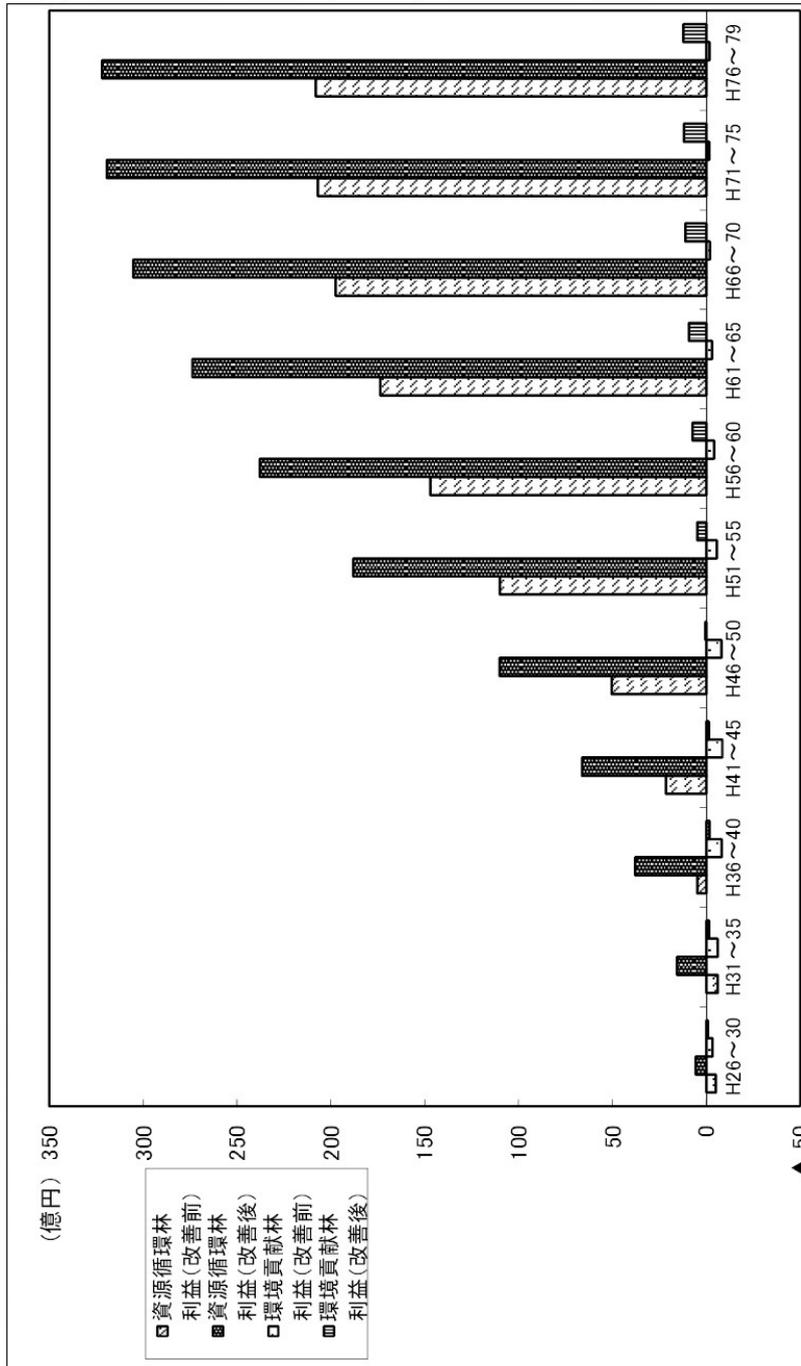
【改善後】

$$\begin{aligned}
 \text{収支差額} &= \text{収入} - \text{支出} \\
 \text{収入} &= \text{搬出材積 (丸太)} \times \text{木材単価 (同)} + \text{補助金} \\
 \text{支出} &= \text{伐採等経費 (改善後)} + \text{分収金 (変更)} + \text{保育等経費} + \text{公庫償還金} \\
 &\quad \text{※伐採等経費} = \text{調査費} + \text{伐採搬出経費} + \text{流通経費} \\
 &\quad \text{※保育等経費} = \text{保育} + \text{作業道} + \text{管理費}
 \end{aligned}$$

2 資源循環林の長期収支内訳について

面積 16,045ha 搬出材積 6,183 千 m ³		
伐採収入	907 億円	@ 14,637 円/m ³ (平均木材価格) × 6,183 千 m ³ ÷ 907 億円 (H22~24 の県内及び近隣の木材市場価格の平均: 8 千円~ 23 千円)
伐採等経費	579 億円	○ 調査費 35 億円 ○ 伐採搬出経費 430 億円 ○ 流通経費 115 億円
分収金	97 億円	○ センター営林 (7:3) 68 億円 ○ 県行造林 (6:4) 29 億円
保育等経費	23 億円	○ 保育 11 億円 ○ 作業道 4 億円 ○ 管理費 8 億円
公庫償還金	25 億円	○ 既存県営林公庫償還金 25 億円
改善前収支	183 億円	= 907 - (579 + 97 + 23 + 25)
経営改善 効果額	89 億円	○ 「資源循環林のコスト改善スキームについて」(p20) のとおり
補助金	25 億円	補助率 5/10 (国費のみ) ○ 利用間伐 17 億円 ○ 保育・作業道 8 億円
改善後収支	297 億円	= 183 + 89 + 25

3 県営林長期収支見通し(累計)



区分	既存県営林	セツラ-営林	計
事業地数	60	346	406
面積	4,900	11,100	16,000
収入	289	618	907
経費	245	480	724
利益	44	139	183
経営改善額	34	55	89
補助金	0	24	24
改善目標	78	218	297

※県営林公庫償還金を含む

区分	既存県営林	セツラ-営林	計
事業地数	6	137	143
面積	100	3,900	4,000
収入	0	84	85
経費	0	86	86
利益	▲0	▲2	▲2
経営改善額	0	8	8
補助金	0	6	6
改善目標	▲0	12	12

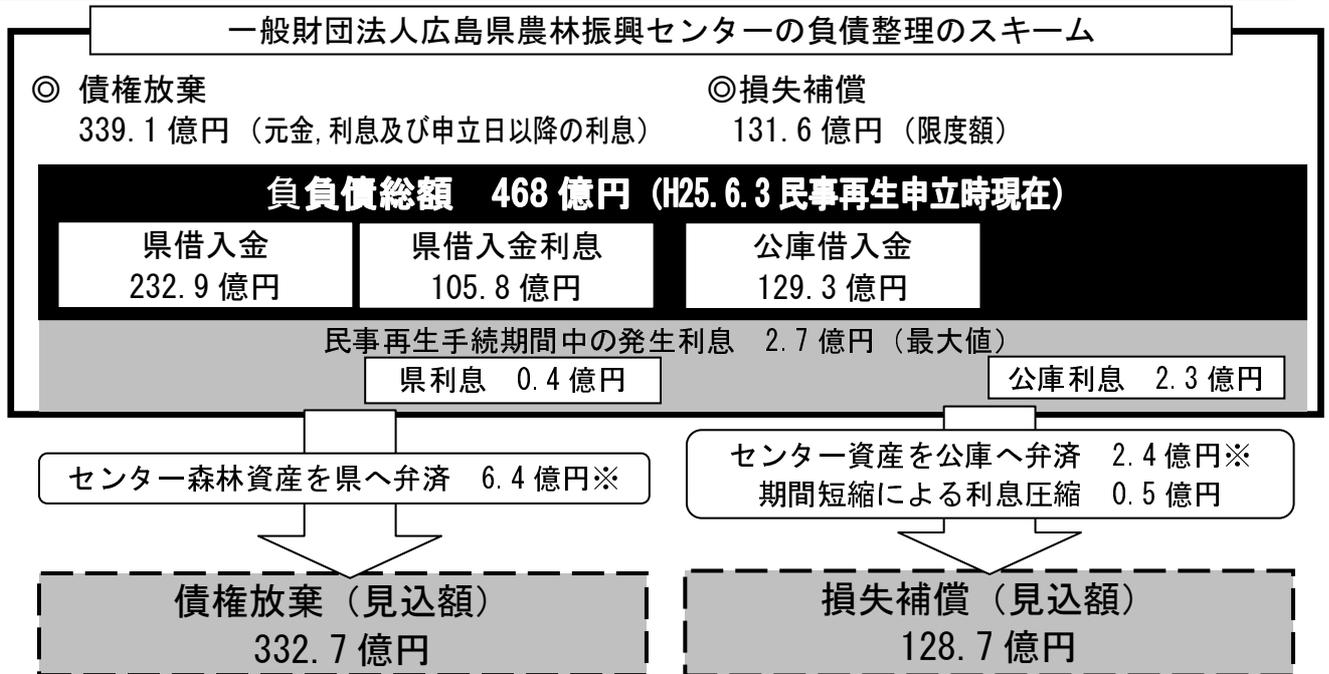
長期収支(5年間計)(億円)	H26~30	H31~35	H36~40	H41~45	H46~50	H51~55	H56~60	H61~65	H66~70	H71~75	H76~79
資源循環林	▲5	▲1	11	17	29	59	37	27	24	9	1
経常利益	6	10	22	28	44	78	50	36	31	14	2
環境貢献林	▲3	▲3	▲2	▲0	0	3	1	1	1	0	▲0
経常利益	▲1	▲1	▲0	0	2	4	3	2	2	1	0
県営林公庫償還金(外数)	7	7	5	3	2	1	0	0	0	0	0
生産量(千m3)	239	295	442	579	997	1,371	975	737	606	390	133
期間区分	利用間伐期(H26~45)			主伐到来期(H46~75)			循環利用確立期(H76)				

この長期収支見通しは、資源循環林について40年生、55年生で利用間伐を、70年生で主伐を、環境貢献林(伐採収支が黒字のもの)について40年生、55年生、70年生で利用間伐を実施することとして作成している。
一方、中期管理経営計画等においては、実際の現地の状況、事業量の平準化、補助金の採択状況等を踏まえて作成する。

【参考資料編】

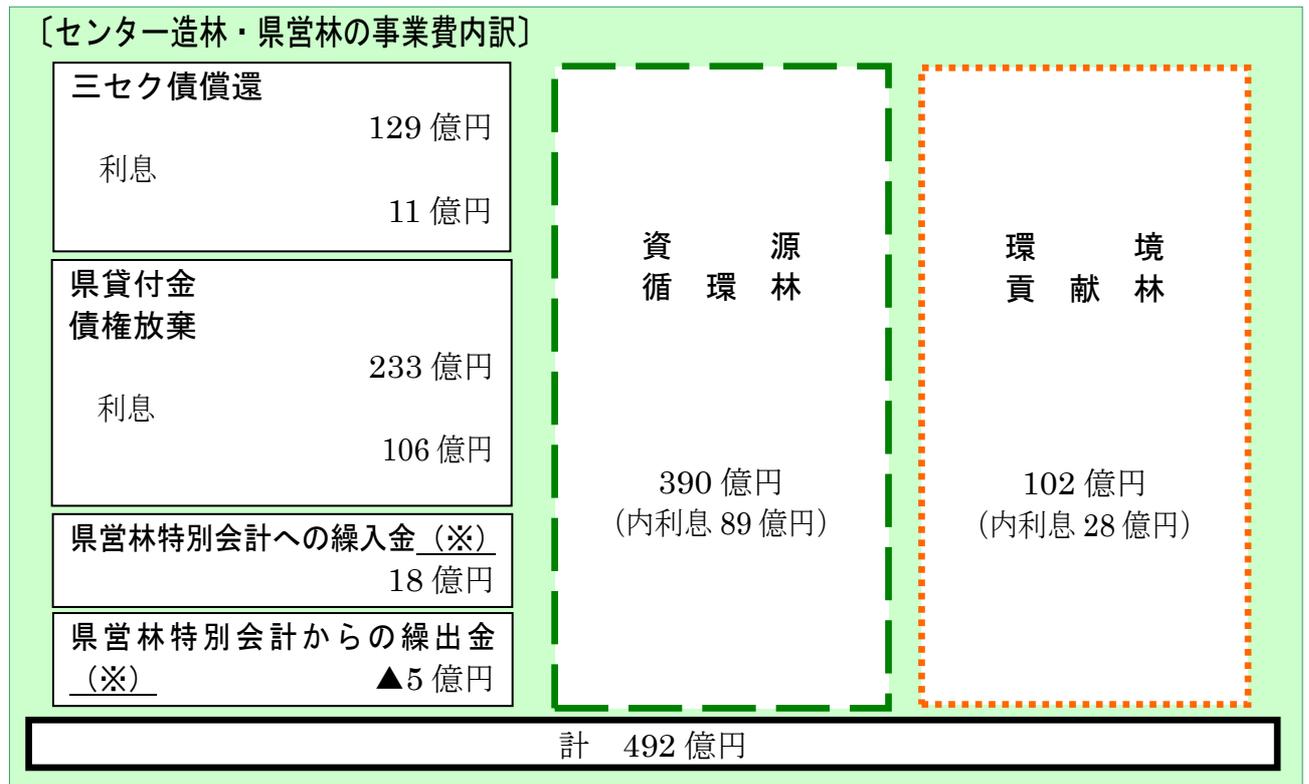
1 センター造林における負債整理の流れ

一般財団法人広島県農林振興センターは、平成 25 年 6 月に民事再生の申立を行い、県では債権放棄と公庫への損失補償（第三セクター等改革推進債を活用）により、負債を整理することとした。



※ 最終的には再生計画において裁判所が認定。

センター造林と県営林の事業費内訳



※ 県営林特別会計における繰入、繰出の内訳

(単位：百万円)

区 分	S 39～S 43	S 44～48	S 49～53	S 54～57	S 58～H10
一般会計への繰出金	193	128	69	75	—
一般会計からの繰入金	—	—	—	—	—

区 分	H11～15	H16～20	H21～25	計
一般会計への繰出金	—	—	—	465
一般会計からの繰入金	626	594	612 (見込額)	1,832